

江戸宿谷氏の改易について (埼玉県毛呂山町)

山口正義

一、はじめに

旗本・江戸宿谷氏二代尹行(注、『寛政譜』には「まさゆき」、文献(9)には「ただゆき」とあります) (？) (一七三三)の改易については、既に『あゆみ』9号(昭和58年)及び12号(昭和61年)などで山口満氏が「続・宿谷氏の賦」の中で『寛政譜』や『断家譜』、あるいは鳩山町真光寺の仏額などの資料をもとに詳細に述べられています。しかし、寛政譜や断家譜は改易の事実のみの簡単な記述に止まり、改易に至った理由は不明のようです。

尹行の改易は享保三年(一七二八)のことであり、長男富房、三男高久、富房の長男俊照も同時に改易となっております。つまり、二、三代が改易という厳しいものでしたが、四年後の享保七年に富房は改易御免となっております。

文献(3)によれば改易とは、「大名や旗本に科せられた刑罰で、将軍が大名や旗本との主従関係を解消し、知行・俸禄・拝領屋敷など、主従関係に基づいて与えられていた財産を没収するという刑罰であり、元来、『改め易る』という意味であるが、狭義には士籍を剥奪するという身分刑でもあった」とあります。では、毛呂氏に比肩する名族宿谷氏の後裔である江戸宿谷氏に一体何があったのか。

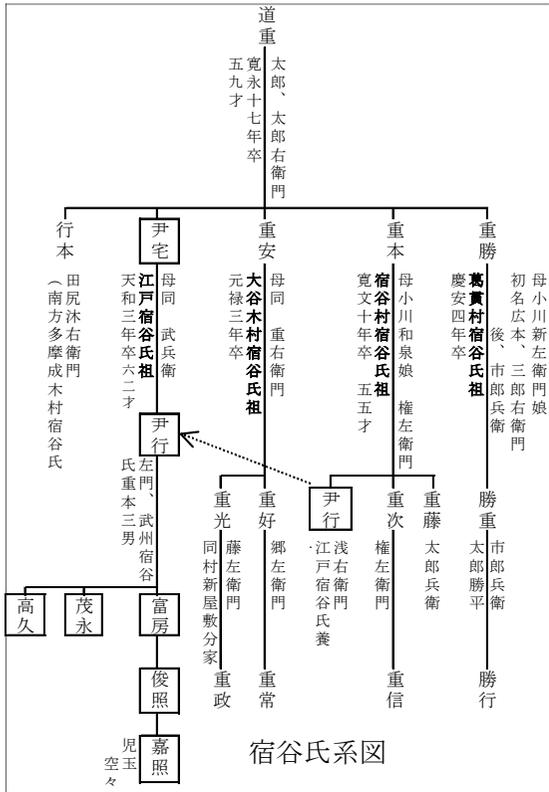
本稿ではこの謎めいた改易について、徳川実紀や兼山秘策に記載されている内容を紹介したい。その内容は誉められたものではありませんが、背景に何かあったのかまでの考察が十分であるのは、筆者の力不足で申し訳ないことでもあります。

なお、江戸宿谷氏の系譜は図のようなもので、太郎左衛門道重三男尹宅(宿谷地蔵尊建立の重本の弟)が初代で、二代が尹行(重本三男)、三代が富房、四代が俊照、五代が嘉照です。五代嘉照は田安家儒臣であると共に、琴学(七弦琴)の最盛期を招いたといわれる琴士・児玉空々その人です。「児玉空々については別項参照」

※『あゆみ』は「毛呂山郷土史研究会」の機関誌です。

宿谷氏について

宿谷氏は毛呂山町では毛呂氏に比肩する名族です。宿谷氏は武蔵七党の児玉党より端を発し、承久の乱(一二二一年)で活躍して北条氏に認められました。当時は宿屋氏で、執権北条時頼の近臣に宿屋左衛門尉最信(行時とも)がいます。鎌倉長谷の行時山光則寺は左衛門尉父子の邸跡で、子の光則の創立。宿屋氏は近世になると宿谷氏となり地元では名主として活躍します。宿谷氏の本貫地は毛呂山町大字宿谷です。



二、寛政譜・断家譜の内容

まず、改めて寛政譜(『寛政重修諸家譜』)と断家譜の内容を確認しておきたい。両者は重複している箇所も多いので、ここでは断家譜をもとに述べ、寛政譜のみにある主な記述は()で示すことにします。

太郎右衛門道重三男尹宅【初代】 Ⅱ 宿谷武兵衛、母、妻御鳥見都築権兵正忠女、生武州、為御鳥見役賜百

俵、寛文六年丙午御奉公出、情故賜金十兩、天和三年癸亥十月二十四日没、年六十一、葬下谷白泉寺

尹行（尹行）【二代】 権十郎、後善太夫、後源右衛門、実武州川越郷土同姓権左衛門重本三男、妻養父武兵衛尹宅女、生武州川越、天和三年癸亥十二月十四日跡目百俵、貞享元年甲子三月二十八日為御鳥見、元禄九年丙子七月二十六日中野御用小屋支配、（元禄十六年八月十五日中野普請の事をつとめしにより白銀五枚をたまふ。宝永六年二月十日中野御園を廃せらるゝにより、小普請となり）、宝永六年己丑三月二十六日御用小屋相止故入小普請久具（正方）因幡守組、後松前伊豆守組時正徳元年辛卯十一月十六日八重姫君様御広敷御用達加賜百俵（養仙院御方の用達となる）、同五年乙未十一月二十五日同御用人加賜三百石（おなじ御方の用人にすゝみ）、地方改賜五百石（三河国のうちにをいて采地五百石をたまふ）、同十二月十八日布衣、享保二年丁酉四月朔日勤方出情故加賜二百石、合七百石、同三年戊戌四月六日（勤柄をもはゞからず、よからざる所行どもあるにより、嚴重の沙汰にをよばるべしといへども、宥免ありて一柳對馬守末昆に召あづけらるゝ）知行被召放一柳對馬守江御預、播州小野江配、同八年癸卯十二月二十五日於配所没、葬同所光明寺

富房【三代】 武助、善右衛門、縫殿、母同姓武兵衛尹宅女、生江戸、元禄十四年辛巳六月十一日部屋住入小十人組、賜百俵十人扶持、宝永八年辛卯四月二十六日於吹上大的上覽、賜金二枚、正徳五年乙未十二月二十一日為御小姓組三枝丹波守組、同六年丙申二月十三日御足米合賜三百俵、享保三年戊戌四月六日改易（父が罪によりて改易せられ、男右近某をも召具すべき旨嚴命をかうぶる）、同七年壬寅十一月二十五日改易御免、宝曆十一年辛巳四月八日没

茂永（茂永）【二代次男】 源次郎、又右衛門、美濃部又右衛門、美濃部加兵衛養子
女子【二代娘】 大御番矢部彦太郎定正妻、離縁、（實は某氏の女。尹行にやしなはれて山菅小右衛門諸行が妻となる）

高久【二代三男】 浅羽多宮、兄縫殿同改易、為南部修理大夫臣関根岡右衛門養子
俊照【四代】 右近、父同改易、延享三年丙寅八月六日没

嘉照【五代】 喜太郎

女子【三代娘】 美濃部又右衛門茂永養女、大奥御奉公、為御右筆

*

*

*

*

以上が断家譜・寛政譜の全てです。つまり、尹行は養仙院（八重姫、後述）の用達・用人と上がり、布衣も許され七百石まで急速に出世していききました。が、「勤柄をもはゞからずよからざる所行」により突然改易となり、播州小野藩の一柳對馬守末昆に召あづけられてしまったということです。時に享保三年四月六日のことでした。且つ、長男富房、三男高久、富房の長男俊照も同時に改易となっていますが、四年後の同七年十一月に富房は改易御免となっています。また、尹行は同八年十二月に配所の播州小野で没し光明寺に葬られたとしています。行年は不明。

「勤柄をもはゞからずよからざる所行」とは何か。これだけではわかりません。

なお、後述のように『徳川実紀』によれば、次男茂永は、「他家の養子となりしゆへ、遠慮のみ命ぜらる」とあり、累が及ばなかったようです。

（注）宥免 寛大な心で罪過をゆるすこと。一柳對馬守末昆 播磨小野藩の第四代藩主（元禄十二年（一六九九）〜元文二年（一七三七）。一万石。

三、養仙院（八重姫）について

ここで、尹行が用達・用人として仕えた養仙院（八重姫）について少し述べておきます。

八重姫は鷹司輔信（摂家・茶人）の娘で、三歳のとき五代將軍綱吉の養女となり、九歳で水戸藩主三代綱條

の世子吉孚と縁組をします。その後結婚し、八重姫は二十歳のとき美代姫を産みますが、翌年吉孚は二十五歳の若さで亡くなってしまいます。この時の藩主は三代綱條であり、吉孚は未だ家督を相続していませんでした。八重姫は世子夫人のまま二十二歳で落飾し養仙院と名乗ることになります。綱條の吉孚以外の男はみな夭折していたため、美代姫が水戸徳川家の総領娘として養子を迎え、水戸四代宗堯むねかつの正妻となり、子の宗翰むねもとが五代となりました。八重姫・美代姫は継嗣の役目を果たしことになりました。

この間、養仙院は大名家の一員として、また「將軍養女」としてたびたび江戸城へ上がっています。徳川実紀（有徳院殿御實紀）には様々な行事に養仙院の名前が頻繁に出てきますし、特に將軍代替わりごとに美代姫を伴ってお目見えしています。

正に大名家の一員として將軍養女の立場を利用し、その力を誇示しているように思えるのです。徳川実紀の主な記述は次のようなものです。⁽⁶⁾③⑥⑦が將軍代替わり時の登城です

- ①元禄四年九月十八日 八重姫君こたび御養子の契約さだまり給ひて。けふ府内につかせらる。これは鷹司有憐軒輔信の女にて。御臺所の御姪なり。（五代將軍綱吉の養女となる）
- ②元禄十一年六月十三日 八重姫君水邸に御入興。
- ③宝永六年五月十一日 八重姫。松姫（筆者注…綱吉養女で前田吉徳室）。竹姫（筆者注…綱吉養女で島津継豊室）の御方々皆西城にのぼり給へば。留守居。留守居番をして供奉せしめらる。美代姫ものぼらる。供にまかりし人々に時服を給ふ。（六代將軍家宣將軍宣言下の際）
- ④宝永六年十月十二日 この日水戸中将吉孚卿うせられしかば。父中納言綱條卿のもとに。大久保加賀守忠増すもて弔慰し給ふ。（後略）
- ⑤宝永六年十一月十日 此日八重姫の御かたかざりおろし給ひ。養仙院と名のらせらる。
- ⑥正徳三年正月十三日 養仙院の御方。并に美代姫の方まう登られ。初春をほがせらる。留守居番平田伊右衛門某して供させ給ふ。（家宣没後の七代家継の將軍宣言下以前）
- ⑦享保元年八月廿七日 養仙院の御かた。美代姫をともなひたまひて後闇にまふのぼらる。…美代姫にはけふはじめて御対面あり。（八代吉宗の將軍宣言後）
- ⑧享保二年正月十五日 養仙院の御方。美代姫の方拜年としてまうのぼらる。
- ⑨享保二年四月十八日 水戸中納言綱條卿の邸に。養仙院のかたうつらせらるゝにより。

四、徳川実紀の内容

さて、用人とはどのような立場だったのでしょうか。文献(3)は要約次のように述べています。

「用人は將軍の姫君の結婚に当って幕府から付けられる付人で用人はその頭取にあたる役。若年寄の支配をうけて侍や用達などの姫君付人を監督し、姫君の御守殿の管理を受持つ。姫君一人につき二人の用人がいる。付人には用人以下に用達・医師・台所頭・同朋・侍・台所人・用部屋書役・小人・興臈こしかきがいた。同朋までが御目見以上である。付人は姫君の入興とともに嫁ぎ先の藩邸内の御守殿に入り勤務した。用人は御守殿の役人・女中の役替などの人事を掌握したほかに、姫君の年始登城をはじめとする外出、將軍の御守殿立寄などにおける諸事を若年寄と連絡して差配した。」

（注）御守殿は將軍の息女で三位以上の大名に嫁した者。大名側がその邸内に奥方の住居を建てたことから、その主人を御守殿とよぶ。

このように、用人の役目は大変重かったようです。因みに松姫は前田家に嫁していますが、その御守殿付の役人数は幕府側から四十八人、前田家側からは三百人以上であり、しかもその実権は幕府側からの役人、つまり用人たちが握っていたといえます。養仙院（八重姫）の場合もこれに近い状況だったとすれば、尹行

は重い使命を負っていたこととなります。

次に養仙院の用達・用人に限定して徳川実紀からその記述を拾うと次のようになります。

- ① 元禄十年七月十八日 二丸留守居山高八左衛門信賢千石加秩給ひて。八重姫君に附玉ふ。(八重姫用人となる。)
- ② 正徳元年十一月十六日 養仙院御方の用達森與五左衛門盛澄同じ用人並となり。加秩ありて實禄五百石になる。
- ③ 正徳元年十二月十八日 養仙院御方用人並森與五左衛門盛澄布衣の侍に加へらる。
- ④ 正徳三年五月十六日 養仙院御方用人並森與五左衛門盛澄用人となり。廩米二百苞加へらる。
- ⑤ 正徳五年十一月廿五日 養仙院御方用達宿谷善大夫尹行用人にのぼり。加秩ありて五百石になさる。
- ⑥ 正徳五年十二月十八日 布衣着する事をゆるさるゝ者十一人。(その中に) 養仙院方用人宿谷源左衛門尹行
- ⑦ 享保二年四月朔日 養仙院御方の用人宿谷源左衛門尹行精勤するに由て。二百石を加秩せらる。
- ⑧ 享保二年四月廿一日 養仙院御方の用人川副新右衛門頼賢。留守居番武藤庄兵衛安英病免して寄合となる。
- ⑨ 享保三年四月六日 養仙院御方の用人宿谷源右衛門尹行職事不良のしわざありしにより。重刑にもあてらるべきを。寛宥の御沙汰をもて。一柳對馬守末昆にめしあづけられ。其長子小姓組宿谷縫殿富房。その弟淺羽多宮高久。富房が子右近俊照ともに士籍をけづらる。小普請美濃部又右衛門茂永も尹行が子なれど。他家の養子となりしゆへ。遠慮のみ命ぜらる。
- ⑩ 享保三年五月廿四日 寄合本多嘉平次保道養仙院御方の用人となる。
- ⑪ 享保三年七月十八日 養仙院御方の用達安藤勘兵衛方親職奪はれ小普請となる。聞え上さきに御答かうぶりし宿谷源左衛門尹行が常のふるまひ見及びながら。聞え上ざるをこたりを咎めありしなり。

この徳川実紀の内容と、寛政譜にある山高信賢や森盛澄、それに尹行などの記述から養仙院の用達・用人をまとめると下表のようなこととなります。つまり、用人・用達とも代替りしていますが同時にはそれぞれ一人であったようです(但し川副頼賢のことは、別の資料に松姫の用人ともあるので詳細不明として除外しました)。そして実紀では尹行について、「職事不良のしわざありしにより、重刑にもあてらるべきを、寛宥の御沙汰をもて」としています。当時「重刑」と言えれば何を指すのか。死罪御家断絶は免れなかったのではないかと思われます。「不良のしわざ」の内容は依然として不明ですから、「寛宥の御沙汰」も何故なのか不明となります。そして最後に、用人の後任として本多保道が当てられています。そればかりか、用達安藤方親は宿谷尹行の「常のふるまひ見及びながら。聞え上ざるをこたりを咎めありし」として職を奪はれ小普請となつて居るのです。もつとも、寛政譜の安藤方親の個所を見ると、五ヶ月後の「十二月十六日にゆるさる」とあるからそう深刻な処分ではなかったように思われます。「寛宥の御沙汰」が影響していた可能性もあるでしょう。

和暦	西暦	用 人	用 人 並	用 達
元禄10	1697	7月 山高信賢		
元禄11	1698			10月 森盛澄
正徳1	1711		11月 森盛澄	11月 宿谷尹行
正徳3	1713	2月 山高死去 5月 森盛澄		
正徳5	1715	11月 森死去 11月 宿谷尹行		12月 安藤方親
享保3	1718	4月 宿谷改易 5月 本多保道		7月 安藤咎め

五、兼山秘策の内容

さて、徳川実紀の附録(有徳院殿御實紀附録卷八)に改易に至った理由と思われる記述があります。これは「兼山麗澤秘策」から採用したようですが、奸吏黜免とあり、決して誉められた内容のものではありません。次のようなものです。

「養仙院のかたの執事、宿谷源左衛門尹行。もと鳥見よりなりのぼり。口さかしき者にて。時めく人々に媚へつらひ。其心にかなひしかば。世のひともひそかに眉をひそめけり。これよりさき病に托し。いづこかの温泉に赴くとて。そが子縫殿富房を招き。我こたび湯治に赴くなり。たよりよくば京大坂をも見んと思ふといへども。この事も聞えなば。我身のみならず。汝までも越度たるべし。あなかしこ人にないひそ。たゞ汝が心得に。あらかじめ告知するなりといふ。縫殿もとかうの詞もなかりけるが。それより源左衛門こゝかしと思ふまゝに逍遙し歸りて後は。少しもつゝまず。令を犯してめづらしき所々みしもまた一興なりなど。はゞかる所なく人にもかたりの、しりしかば。聞ものおどろきてさゝやきあへり。その後も酒に耽り。宿直の夜も酔に乗じて。局々の女房などにたはぶれ。あるは刃をあらはして追散しなどして興じしかば。みな人悪みうとみけり。されど時めく人々の心にかなひ。年頃の勞を聞えあげて。享保のはじめつかた。殊更に加恩などありしかば。いつしかかれがさがなきふるまひどもしろしめされるにや。忽ち職禄をはがれ。一柳對馬守末昆にめしあづけ給ひけるが。かゝることは。宿老等もいまだくはしくしらざるさきに。しろしめして沙汰し給ひければ。かつ恐れ。かつかしこみけるとなむ。(兼山麗澤秘策)」

(注) 宿老＝江戸時代では幕府における老中や諸大名家における家老を指す称として用いられた。

尹行の「口さかしき者にて、時めく人々に媚へつらひ」といった性格的な記述もさることながら、「こゝ、かしこ思ふまゝに逍遙し歸りて後は少しもつゝまず、令を犯してめづらしき所々みしもまた一興なり」「酒に耽り宿直の夜も酔に乗じて、局々の女房などにたはぶれ、あるは刃をあらはして追散し」などということになると穏やかではありません。「兼山麗澤秘策」は「兼山秘策」とも言い、八代將軍吉宗のブレンと言われた室鳩巢の書簡を集めたものです。鳩巢は現実につていふことを朱子学の立場から説明したといわれますが、この記述に誇張はないのだろうか。文献(8)の「兼山秘策」には実紀のこの記述は見当りませんが、「兼山秘策」にはより具体的な内容として享保三年四月廿三日の条に次のようにあります。両者の論調は重複している部分も多いので、実紀のものはあるいはこの内容を意識したものでしょうか。

「養仙院様御用人宿屋源左衛門事、一柳對馬守殿へ御願被_レ仰付_二候、先頃の事に候間御聞可_レ被_レ成候、諸行不_レ宜勤方不_レ慎急度可_二仰付_二咎に候へども、御有免を以右の通り被_二仰付_二候由に候、御鳥見より立身いたし、去年も貳百石御加増被_レ下、七百石にて布衣にて御座候、御老中の權をかり御守殿にておこり申體にて候由、其上酔狂いたし女中に對し候て脇指抜申事も有_レ之由、積悪と申候、此度は水戸様よりも御斷も有_レ之様に申候、御守殿付の者はにて心付可_レ申と申候、貴藩御守殿大岡も沙汰不_レ宜候、御守殿にて大酒など致し申取沙汰にて候、慎み可_レ申儀と存候、宿屋事無_二忌憚_二の小人と見へ申候、先年湯治の願申上候時分、子息縫殿に其方命をもらひ度旨申候由、縫殿承り候て如何の儀に候や無_二御心許_二候、勿論御用の儀に候はゞ、只今にて成共自滅可_レ仕候、不_レ及_レ仰儀と申候へば、只今の儀にては無_レ之候、此度湯治いたし是にかこつけ京大坂見物可_レ仕と存候、かくしおほせ候はゞ其分に候、自然相知候はゞ其方迄御法に可_レ被_二仰付_二候間左様に心得よと申候て、湯治より京都見物に罷越候、罷歸候て人前にて近頃其儀申出候て、御法度そむき申候もおもしろき物に候由、定て酔中の儀にて可_レ有_レ之候へ共、世上には斯様の者も有_レ之候、驚申候、然處に世間上手にて御老中氣に入申候て、已に去年まで加増致し候處に、此度不_二存寄_二斯様に被_二仰付_二事、水戸より御斷は不_レ存候へ共、御明斷の事と奉_レ存候、(後略) 四月廿三日」

(注) 有免＝罪を許すこと。布衣＝江戸時代武家の正装。積悪＝年来つもつた悪事。忌憚＝いみはばかること、遠慮。賢否＝賢愚。

この記述は徳川実紀のものより明らかに信憑性が高い書き方でしょう。「老中の權をかり」「酔狂いたし女中に對し候て脇指抜申事」「御守殿にて大酒」「御法度そむき申候もおもしろき物に候」とあつては、室鳩巢も「酔中の儀にて可_レ有_レ之候へ共、世上には斯様の者も有_レ之候、驚申候」と驚いています。「勤柄をもち

からずよからざる所行」「職事不良のしわざ」と言われても仕方ありません。先に記した用人の役目の重さからすれば、あつてはならないことでしょう。こういつたことが改易の真の理由であつたのでしょうか。

六、おわりに

徳川実紀や兼山秘策の内容には、筆者の力では読み切れない部分も多い。例えば、「重刑にもあてらるべき」ことを「寛宥の御沙汰」「御宥免」としたのは誰が動いたのか、その理由や背景には何かあつたのか、そして「御老中の権をかり」の老中とは誰か、貴藩御守殿大岡とは誰か、などです。

用人は若年寄の支配下ですが、それより尹行は老中に近寄つたのでしょうか。当時の該当する老中には井上正岑ら四く五名いますが、筆者には特定できません。それより、一番言及すべきは、「御宥免」に動いた人物とその理由でしょう。

三上参次(1865～1939)は著名な日本史学者ですが、文献(9)の中で、吉宗の初期の治世の一つとして賞罰の厳明を挙げ、幾つかの不祥事と吉宗の対応について述べています。その一つに、次のようにあります。

「享保三年四月には養仙院の御用人たる宿谷尹行、恣ほしままに京坂の見物せしをわれ知らず人に漏らし、法度を破るもまた面白しと語れり。このものはすこぶる世間上手にして、老中連の気にも入りしものなるが、將軍の明により罰せられき。(中略)かくのごとく將軍は、職を怠り品性の不良なるものはこれを斥けしが、もとよりそのこと私曲しきよくに出でず、号令は明白に、賞罰は厳明に、進退黜陟ちんたいちつしやくの跡は判然せり」

ここには「將軍の明により」とあります。これが事実とすれば吉宗治世の初期のことであり、そこに誇張さが隠されていないか疑問なしとしません。しかし、基本的には兼山秘策にあるような「よからざる所行」があつたことでしょう。

「將軍の明」に対して「御宥免」を言えるのは誰でしょうか。時の水戸藩主綱條か、あるいは江戸城内でその力を暗に誇示していたであろう養仙院しか思い浮かびません。綱條はこの年の九月に亡くなっていますから、尹行改易の半年前の状況はどうだったのか気になります。また養仙院はこの時三十歳でした。

そして「御宥免」を願つた理由には何かあるのでしょうか。それまでの「勤方出精」に対して「重刑」では余りにも僥びがたかつたという温情が働いたのでしょうか。さらに、兼山秘策にある「此度は水戸様よりも御斷も有あ之様に申候」の「御斷」とは「御宥免」の後のことなのだろうか。やはり読み切れません。

拙文を進めてきましたが、最後に若干の追記をしたい。

- ・江戸宿谷氏菩提寺の下谷白泉寺の過去帳によれば尹行の院号は、「英雄院高道寿居士」であるとのこと。何故「英雄院」なのか。文献(2)には稗田浩雄氏の見解も載っています。
- ・鳩山町真光寺には宝永五年(一七〇八)に尹行が寄進した仏額があります。
- ・下谷白泉寺を訪ねましたが、古いお墓は整理してしまつたということで、宿谷氏の墓は見ることができませんでした。
- ・播州小野の光明寺には、小野市立好古館を通して問合せしてみたが、過去帳もなく、やはり古いお墓は整理してしまつたとのことであつた。
- ・尹行は重本三男であり、重本は寛文十年五十五歳卒ともありますから、仮に重本四十歳のときの子供とすれば、改易時六十三歳となり、六十八歳で亡くなつたこととなります。何れにしても改易は可成り歳を経たからの事だつた可能性があります。
- ・琴士であつた五代嘉照が児玉空々と名乗つた背景には、この改易のことが色濃く影響していた可能性があ

養仙院と尹行の年表

西暦	和暦	年 齢				養仙院と尹行等の主な動き	備 考
		綱條	吉孚	八重	尹行		
1681	天和1	26			26		
1682	2	27			27		
1683	3	28			28	宿谷尹行跡目百俵(断)	
1684	貞享1	29			29	宿谷尹行御鳥見役(断)	
1685	2	30	1		30		
1686	3	31	2		31		
1687	4	32	3		32		
1688	元禄1	33	4		33		
1689	2	34	5	1	34	八重姫誕生	
1690	3	35	6	2	35		
1691	4	36	7	3	36	八重姫綱吉の養女となる	
1692	5	37	8	4	37		
1693	6	38	9	5	38		
1694	7	39	10	6	39		
1695	8	40	11	7	40		
1696	9	41	12	8	41	宿谷尹行中野御用小屋支配(断)	
1697	10	42	13	9	42	八重姫徳川吉孚と縁組。山高八左衛門八重姫の用人となる	
1698	11	43	14	10	43	八重姫御入興	
1699	12	44	15	11	44		
1700	13	45	16	12	45		
1701	14	46	17	13	46	宿谷富房小十人組賜百俵十人扶持(断寛)	
1702	15	47	18	14	47		
1703	16	48	19	15	48	宿谷尹行白銀五枚給う(寛)。八重姫六義園に遊ぶ	
1704	宝永1	49	20	16	49		
1705	2	50	21	17	50		
1706	3	51	22	18	51		
1707	4	52	23	19	52		
1708	5	53	24	20	53	八重姫美代姫を産む。宿谷尹行鳩山町真光寺に仏額を寄進(あ) 八重姫美代姫家宣に御目見え。吉孚没。八重姫養仙院と号す 宿谷尹行小普請久貝因幡守組(断)	家宣6代將軍
1710	7	55		22	55		
1711	正徳1	56		23	56	宿谷富房賜金一枚(断)。宿谷尹行養仙院の用達となる。加賜百俵(断)	
1712	2	57		24	57		
1713	3	58		25	58	養仙院美代姫まう登られ。山高八左衛門没。森與五左衛門養仙院の用人となる	家継7代將軍
1714	4	59		26	59		
1715	5	60		27	60	宿谷富房三枝丹波守組(断)。宿谷尹行養仙院の用人となり五百石となり	
1716	享保1	61		28	61	宿谷富房御足米賜三百俵(断)。養仙院美代姫吉宗と御対面。	吉宗8代將軍
1717	2	62		29	62	宿谷尹行200石加秩あり都合七百石となる	
1718	3	63		30	63	宿谷尹行改易播州小野へ配流。宿谷富房・高久・俊照も改役(断)。	綱條没
1719	4			31	64		
1720	5			32	65		
1721	6			33	66		
1722	7			34	67	宿谷富房改易御免。	
1723	8			35	68	宿谷尹行配所にて没、葬光明寺(断)	
1727	12			36			
1728	13			37			
1744	延享1			53			
1745	2			54			
1746	3			55		養仙院没(隋性院)	
1747	4						

尹行の年齢は、重本40歳の時に生まれたと仮定した場合である。



八重姫所持の葵紋散蒔絵合口腰刀拵(鷹司家旧蔵・三井記念美術館蔵)

【参考文献】

- (1) 山口満「続・宿谷氏の賦」(毛呂山郷土史研究会『あゆみ』第9号)
 - (2) 山口満「続・宿谷氏の賦」(毛呂山郷土史研究会『あゆみ』第12号)
 - (3) 大石学編『江戸幕府大事典』(吉川弘文館 2009年)
 - (4) 『寛政重修諸家譜(寛政譜)』(続群書類完成会 平成3年)
 - (5) 『断家譜』(続群書類完成会 昭和56年)
 - (6) 『徳川實紀』(有徳院殿御実記) 吉川弘文館
 - (7) 氷室史子「大名藩邸における御守殿の構造と機能」(『お茶の水史学』49号 2005年)
 - (8) 室鳩巢「兼山秘策」第四冊(『日本経済叢書巻二』(大正三年発行))
 - (9) 三上参次『江戸時代史(下)』(講談社学術文庫 1992年) p164~167
- 『あゆみ』第38号、平成26年3月)

ります。

注：年は連続ではなく歯抜けになっている。
 (断)断家譜のみに記述、(寛)寛政譜のみに記述、(あ)毛呂山郷土誌研究会「あゆみ」、
 特に断りのない項目は徳川実紀等によった。